

# 議 会 運 営 委 員 会

日時 令和6年8月26日（月）

午前9時30分

場所 委員会室

## 議 題

### 1. 令和6年第3回議会定例会の運営について

#### (1) 会期日程及び全員協議会の開催について

①会期日程 令和6年9月3日（火）～9月26日（木） 24日間

②全員協議会 令和6年8月27日（火）

#### (2) 執行部提出議案について

#### (3) 請願・陳情等の受理について

#### (4) 全員協議会提出議題について

### 2. その他

令和6年 第3回議会定例会 会期日程(案)

R6.8.26

月日	曜	行事日程	日 程 案 (9/3 ~ 9/26 24日間)	備 考
8月23日	金			請願・陳情受付締切(午前中)
24日	土			
25日	日			
26日	月		○ 議会運営委員会(9:30~ 委員会室)	* 定例会招集通知・全協開催通知
27日	火		* 全員協議会(9:30~ 議場) ▼ 議員連絡会(全員協議会終了後~ 議場)	一般質問通告受付開始 質疑通告書の配布
28日	水			
29日	木			
30日	金		○ 議会運営委員会(15:00~ 委員会室)	一般質問通告メ切(10:00)抽選(11:00)
31日	土			
9月1日	日			
2日	月			
3日	火		○ 議会運営委員会(9:30~ 委員会室) ● 本 会 議 (10:00~ 議場) ★ 議案上程—提案説明—質疑—討論—採決 ★ 議案上程—提案説明—質疑—委員会付託 ★ 議案上程—提案説明—質疑	○ 一般質問ヒアリング
4日	水			
5日	木		▼ 議員連絡会(9:30~ 議場、委員会室)	【資料要求】【現地調査場所選定】
6日	金			
7日	土			
8日	日			
9日	月		○ 議会運営委員会(9:30~ 委員会室) ● 本 会 議 (10:00~ 議場) ★ 請願・陳情—質疑—委員会付託 ★ 議案上程—提案説明—質疑—委員会付託 ★ 一般質問	
10日	火		● 本 会 議 (10:00~ 議場) ★ 一般質問	
11日	水		△ 総務民生委員会(9:30~ 委員会室)	【現地調査・資料配布】
12日	木		△ 建設経済委員会(9:30~ 委員会室)	【現地調査・資料配布】
13日	金		△ 予算決算委員会(9:30~ 議場) ※補正分・決算分	【現地調査・資料配布】
14日	土			
15日	日			
16日	祝			
17日	火		■ 予算決算委員会(9:30~ 議場) ※補正分・決算分	【現地調査・資料配布】※補正分採決
18日	水		■ 予算決算委員会(9:30~ 議場) ※決算分	
19日	木		■ 予算決算委員会(9:30~ 議場) ※決算分	
20日	金		◇ 予算決算委員会協議会(9:30~ 議場) ■ 予算決算委員会(協議会終了後~ 議場)	※決算分採決
21日	土			
22日	日			
23日	祝			
24日	火		□ 情報交換会(9:30~ 議場)	
25日	水			
26日	木		○ 議会運営委員会(13:30~ 委員会室) ● 本 会 議 (14:00~ 議場) ★ 議案上程—提案説明—質疑—討論—採決 ★ 委員長報告—質疑—討論—採決 ○ 議会運営委員会(本会議終了後~ 委員会室)	各常任委員会 委員長報告 採決

## 令和6年第3回市議会定例会提出議題〔9/3初日提案〕

区 分	議 案 名	No.
同意議案	教育委員会委員の任命について ・任期満了となる教育委員の任命 「総務課」	6
	人権擁護委員候補者の推薦について ・任期満了となる人権擁護委員の推薦 「人権啓発センター」	7
報告議案	専決処分報告について(7/31 専決第8号) ・損害賠償の額の決定及び和解について 「土木建設課」	7
	専決処分報告について(8/2 専決第9号) ・損害賠償の額の決定及び和解について 「土木建設課」	8
	令和5年度島根県江津市一般会計継続費精算の報告について ・西玉江団地 「財政課」	9
承認議案	専決処分報告について(7/19 専決第7号) ・令和6年度島根県江津市一般会計補正予算(第2号) 「財政課」	5
条例議案	江津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について ・行政手続きのオンライン申請を可能とするもの 「政策企画課」	39
	江津市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う改正 「保険年金課」	40
	江津市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について ・小学生から18歳までの医療費を無償化、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う改正 「保険年金課」	41
	江津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について ・急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いの変更ほか 「保険年金課」	42
	江津市手数料条例の一部を改正する条例制定について ・法の改正に伴い引用している条項ずれの補正を行うものなど 「都市計画課」	43
	江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について ・嘉戸団地及び鹿賀団地の廃止 「都市計画課」	44
	江津市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について ・法改正に伴い引用している省令を変更するもの 「水道課」	45

区 分	議 案 名	
一般議案	工事請負契約の締結について ・江津市乾燥調製施設整備工事の仮契約 「管財課」	37
	工事請負契約の締結について ・江津市乾燥調製施設機械器具設置工事の仮契約 「管財課」	38
	島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う規約の変更 「保険年金課」	46
予算議案	令和6年度島根県江津市一般会計補正予算(第3号)を定めることについて 「財政課」	47
	令和6年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて 「財政課」	48
	令和6年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて 「財政課」	49
	令和6年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて 「財政課」	50
	令和6年度島根県江津市水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて 「水道課」	51
	令和6年度島根県江津市下水道事業会計補正予算(第1号)を定めることについて 「下水道課」	52

区 分	議 案 名	
認定議案	令和5年度島根県江津市一般会計歳入歳出決算の認定について 「財 政 課」	1
	令和5年度島根県江津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算の認定について 「財 政 課」	2
	令和5年度島根県江津市国民健康保険診療所事業特別会計歳 入歳出決算の認定について 「財 政 課」	3
	令和5年度島根県江津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳 出決算の認定について 「財 政 課」	4
	令和5年度島根県江津市水道事業会計決算の認定について 「水 道 課」	5
	令和5年度島根県江津市下水道事業会計決算の認定について 「下水道課」	6

初日提案	同意議案 2件	一般議案 3件	
	報告議案 3件	予算議案 6件	
	承認議案 1件	認定議案 6件	
	条例議案 7件		
		合計	28件

## 請願・陳情等の受理

(第3回議会定例会)

### 【請願】・・・1件

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての請願

受理年月日 令和6年8月23日

請願者 江津市江津町1016番地4

江津市職員労働組合

執行委員長 津村 健太

紹介議員 植田 圭介

### 【陳情】・・・1件

陳情第2号 「ごうつ地域応援券」第4回目の実施に関する陳情

受理年月日 令和6年8月20日

陳情者 江津市二宮町神主2251番地3

江津民主商工会

会長 野津 克朗

### 【要望】・・・1件

要望第3号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情

受理年月日 令和6年7月16日

要望者 張一文



2024年8月23日

江津市議会議長 藤間 義明 様

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての請願

紹介議員 植田 圭介 

住 所 島根県江津市江津町 1016 番地 4

代 表 者 江津市職員労働組合

執行委員長 津村 健太



## 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての請願

### 請願（陳情）の要旨

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

#### 理由

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、政府に対して地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求めるものです。

請願代表者 住所：島根県江津市江津町 1016 番地 4

氏名：江津市職員労働組合 執行委員長 津村 健太

請願紹介議員 氏名：植田 圭介

## 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

### 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。

5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

2024年9月 日  
江津市議会

陳情



【表紙】

2024年8月20日

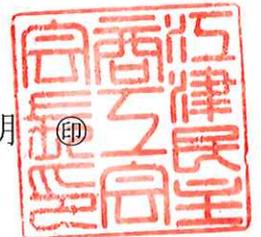
江津市議会議長 藤間 義明 様

「ごうつ地域応援券」第4回目の実施に関する陳情

住 所 島根県江津市二宮町神主 2251-3

代表者 江津民主商工会

会長 野津 克朗



## 【本文】

### 「ごうつ地域応援券」第4回目の実施に関する陳情

#### 陳情の要旨

市内の消費行動を下支えし、経済活動を活発化させるため

「ごうつ地域応援券」第4回目の早期実施を陳情いたします。

#### 理由

新型コロナの分類が5類に移行され、人の動きが活発になる気配も見えますが、歯止めのかかない物価高と実質賃金が下がり続ける状況に事業者も、市民の生活も息苦しきの継続を感じています。

当会は昨年につき、今年6月下旬に「営業動向調査」アンケートを実施し、市内事業者の営業動向について聞き取りを行いました。その結果、原材料等の仕入は昨年4月よりさらに2～3割値上がりしている現実。一方、値上がり分の価格転嫁は、「一部出来ている」「全く出来ない」という状況が続いていることがわかりました。

岸田政権は「デフレ脱却」の為の一時的な措置として、6月から一人当たり4万円の「定額減税」を実施したものの、その効果は薄く、地域の経済活動が活発になったとはとても言えません。その効果についても「全くない」「わからない」という声が多く、事業者には事務負担ばかりが押し付けられ、全く恩恵のないことが明らかになりました。

さらに、市民の消費行動の変容、コロナ前とは違う元気のなさに、今までにない危機感を感じているという話が複数あり、そんな中、廃業も視野に入れていると聞きます。さらにここ最近では、実際に小規模小売店等の廃業が続く形に現れています。

今後も廃業者が増えることが懸念され、このままでは江津市全体の活気が失われます。

本市には平成30年4月に施行された「江津市中小企業・小規模企業振興基本条例」のもと、より一層、地域経済の担い手である中小零細事業者の生業を持続可能なものになるよう後押ししていただきたいと切に願っています。

最低賃金の引き上げ、社会保険加入要件の変更など、事業者は更なる負担増となり、物価高や人材不足に苦しんでいる中小零細事業者の事業継続が危ぶまれる状況が今後も続きます。

岸田首相は今秋にも物価高対応の経済対策で、重点支援交付金を拡充すると発言されました。この重点支援交付金を活用した地域循環型の経済施策がぜひとも必要です。消費行動の下支えと市内の経済活動を活発化させるため、「ごうつ地域応援券」第4回目を早期実施していただきたく、ここに陳情いたします。

陳情代表者

住所：島根県江津市二宮町神主 2251-3

氏名：江津民主商工会 会長 野津 克朗



## オウカイケン 王乖彦さんの早期救出を求める意見書（案）

チヨウ イチブン

張一文さんは10年前に留学のため来日し、今は東京都に住みメディアに勤務しています。張さんの母親の王乖彦さんは以前、心筋炎や心室性期外収縮で入院し、そのために、張さんの父親の体重は2ヶ月で15キロも落ちました。医者だった王乖彦さんは手を尽くしましたが、治りませんでした。1998年に法輪功を修煉し始めたところ、2人とも病気が治り、それ以来26年間、健康を維持しています。以前は病気の苦しみのために怒りっぽかった張さんの両親は、穏やかで優しくなり、仲睦まじくなりました。

しかし、中国共産党政権は1999年7月20日から法輪功に対しての弾圧を始めました。王乖彦さんは、張一文さんが7歳の時からその弾圧で何回も逮捕されて監禁されました。今回警察は、2024年4月11日に王乖彦さんが他の学習者の家にいたところを不法に連行して陝西省宝鶏市第二留置場に拘束しました。

1999年以来、中国で拷問や迫害により死亡した法輪功学習者は、身元が確認できた人数だけでも5,010人以上に達していて、実際の人数は統計することすらできないと言われています。

現在、留置所に拘束されている王乖彦さんの親族は今でも彼女に面会することさえ許されていません。今、張一文さんの母親、王乖彦さんの身には重大な危機が迫っています。

よって、国におかれましては、人道的見地に立って在日会社員の張一文さんの母親、王乖彦さんの早期救出に全力を尽くすよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月4日

〇〇〇〇〇〇議会議長 〇〇 〇〇

宛先：

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様
外務大臣	上川 陽子 様
国家公安委員長	松村 祥史 様
警察庁長官	露木 康浩 様

# HELP、助けて



張一文

私が生まれ育った中国には言論の自由がない。メディアは中国共産党の代弁者であって、日本のマスコミのような報道機関は存在しない。

中国の報道機関はいつも共産党政権に同調し、言いなりになっている。1999年7月20日に共産党が法輪功に対する迫害を始めた時も、すべてのテレビ局や新聞社はいっせいに法輪功を誹謗中傷する内容を報道した。私たちは声を上げたくても上げられない状況だった。

私はその影響で、今回の「母の不法逮捕」までその恐怖と隣り合わせで生きてきた。

母が不法に逮捕されたのは今回が初めてではない。1999年から今に至るまでの25年間に、私の母は何度も不法に逮捕され判決を受け、投獄されてきた。私が育つ中で、母と過ごせた時間はわずか5年にも満たないものだった。私は以前友人に、冗談まじりに「母はいるが、他人から見れば片親で育った子供に見えるかもしれない」と言った。誇張ではなく、中国にいた時は、警笛を聞くだけでいつも緊張し、母が逮捕されるのではないかと常に恐れていた。

## 「真、善、忍」を肝に銘じて

1998年、私が6歳の時、家族で法輪功の修煉を始めた。

当時、心臓病を抱えていた母は、知人の紹介で中国で人気の健康法である気功に目を向けた。なかでも法輪功は、奇跡的な健康効果から中国全土で一大ブームを起こしていた。

両親は法輪功の「真、善、忍」の理念に深く感銘を受け、「これこそ自分が待ち望んでいたものだ」と思ったそうだ。修煉を始め、「真、善、忍」に従って自分を律してきたら、現代医学では解釈できない奇跡が両親の身に起き、2人とも自然と病気が治った。



▲ 衆議院第二議員会館にて請願、母・王乖彦の解放を求める

## 不法に勾留された母

今年（2024年）、私の母・王乖彦（オウ・カイゲン）は中国の留置場で勾留された。

4月15日、陝西省宝鶏市第二留置場から父に、「王乖彦が施設内で生活するために、日用品を買う金が必要だ」という連絡が入った。単身赴任中の父は、その一報で初めて母が勾留されていることを知ったという。日本では考えられない対応だ。

私は「明慧ネット」という安全な情報サイトを通じて、母が他の法輪功学習者とともに不法に逮捕されたことを知った。すぐに中国の公安や留置場などに電話をかけたが、母との会話などは一切許されなかった。



▲ 天安門広場で法輪功学習者を押さえつける警官

母は修煉する前、計算高い人だった。法輪功を修煉してからは、他人のことを優先して考えるようになり、寛容さや慈悲の心、道徳を重んじるようになった。私は複雑なことは理解できなかったが、当時から「真・善・忍」の教えをずっと肝に銘じている。

## 国家ぐるみの迫害

1999年には、法輪功学習者の数が当時の中国共産党員の数（約6350万人）を上回った。

当時の共産党トップ・江沢民は、そんな法輪功の人気に嫉妬し、恐怖を覚えた。「真・善・忍」の理念が広がれば、嘘と暴力で維持されている共産党政権の支配は崩れてしまうからだ。

そこで、江沢民は法輪功への迫害を始めた。それまで中国全土で広く称賛されていた法輪功は、一夜にして「危険なカルト」として中傷されるようになった。



▲ 1999年以前、北京の法輪功学習者が煉功する

法輪功に対する迫害は国家規模で行われた。多くの地域の学校で、法輪功に反対する署名活動や宣伝活動が実施され、教科書には法輪功を貶める内容が掲載された。法輪功学習者を発見して警察に通報した国民には、報奨金が与えられた。

当時教師だった母の上司は公安に協力し、母の給与を月2万円以下にカットした。それは母に修煉を放棄させるためだった。私が子供の頃に法輪功と一緒に学んだ友達とは、迫害が始まってからはほぼ誰にも会ってない。親が殺されてしまった子も数人いる。

実際、中国の法律では、法輪功は違法とはされておらず、カルトでもない。2011年3月1日、中国新聞出版署長は、法輪功関連印刷物の出版を禁止する50号の禁止命令を取り消し、法輪功の全ての出版物や宣伝資料が合法であると宣言した。

法律で規定されていなければ罰することはできないということは、法の基本原則だ。法輪功を「カルト」と定義した唯一の文書は、最高人民法院と最高人民検察院が出した内部通知に過ぎず、これらは法的根拠としては成立しない。

## 恐怖が消えた

4月に母が拉致されたと聞いて、私は様々な政府機関に電話をかけ、母の釈放を求めた。

政府関係者に電話をかけるのは初めはかなり怖かった。ある日、電話で母の釈放を求めていたとき、相手の声がかなり緊張しているように聞こえた。ふと「彼らも怖がっているのではないか」と気づいた。彼らは自分たちの悪事が暴かれることを恐れている。そのことに気づくと、私の恐怖心が、全てではないが、自分が感じるほど自然と消え去った。

私は大紀元の記者として、中国共産党にとって都合の悪い真実を日本社会に伝えている。これまで、中国にいる家族が嫌がらせを受けることを心配して、本名と顔を出さないようにしていた。

今回、母の救出活動をきっかけに、自分の考えも一変した。私が堂々とすればするほど、法輪功迫害に対する世間の関心が高まれば高まるほど、中国共産党当局は私の家族への迫害をためらうだろう。

## 母は恨まなかった

私はこれまで、無実の人々を逮捕し、裁きにかかる中国の役人を、全員悪者だと思っていた。しかし、母は違った。

母は7年前にも拘束されたが、その時の法廷での陳述で、「法輪大法の信念を迫害する行為は犯罪にあたるので、その罪を犯さないでほしい」と役人に呼びかけ、迫害停止を訴えていた。母の慈悲深さと真相を伝える姿勢は、裁判官や検察官に深い感銘を与えたようだ。

この話は最近初めて知った。直接迫害を受けた母には怨恨の心がないのに、私には中国共産党の嘘に騙された人々を責める心があった。そんな自分の怨恨の心は私は恥じた。

## 無関心の恐ろしさ

多くの中国人は「法輪功は自分には関係ない」と思って、この問題を無視している。それは、中国共産党のおかげで自分の暮らしがあると洗脳されている。

私は日本で信仰の自由を享受できている。しかし母国では、友人や家族が信仰を貫こうとしただけで家庭や仕事、自由、そして命さえも失っていくのを目の当たりにしてきた。

この恐ろしい迫害を国民が黙って見過ごしたことで、生体臓器摘出の被害者は法輪功学習者のみならず、少数民族、若者や子供たちにまで広がってしまっている。これは悲劇だ。

今まで中国国内で拷問や迫害により死亡した法輪功学習者は、身元が確認できた人数だけでも5000人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われている。母を一刻も早く救出するために、どうか力を貸してください。

# 米下院 「法輪功保護法案」 可決

【明慧日本】米下院は6月25日、『法輪功保護法案』を全会一致で可決した。同法案は、中国共産党（以下、中共）による法輪功への迫害を問題視。法輪功学習者（以下、学習者）からの生体臓器収奪という中共の犯罪を非難し、それに関与した者には資産の凍結や米国への入国禁止といった制裁を科す。

【明慧日本】米下院は6月25日、『法輪功保護法案』を全会一致で可決した。同法案は、中国共産党（以下、中共）による法輪功への迫害を問題視。法輪功学習者（以下、学習者）からの生体臓器収奪という中共の犯罪を非難し、それに関与した者には資産の凍結や米国への入国禁止といった制裁を科す。

ペリー下院議員は採択前の演説で、次のように述べた。「1999年以来、法輪功は中共政府による迫害の対象になっていいます。法輪功は心と体を修める功法であり、その学習者は『真・善・忍』の原則を遵守しています。1999年、中共は7000万人から1億人が法輪功を学習していると推定していました」

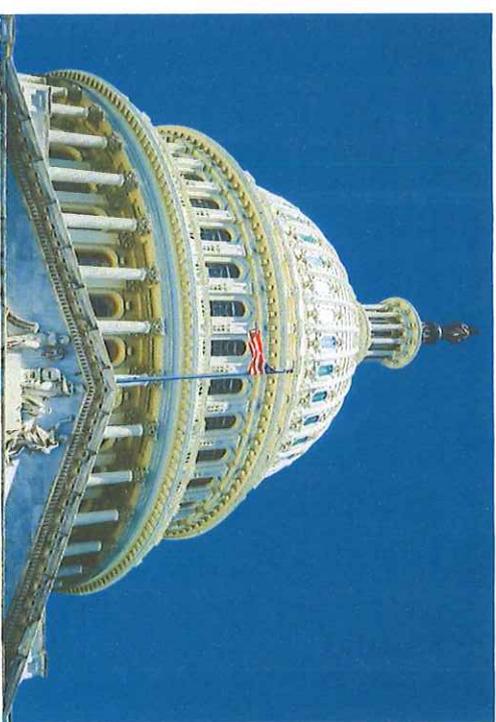
「『法輪功保護法案』は、中共による臓器収奪に加担もしくは支援する者に制裁を科すものです」

中国の強制的な臓器摘出に制裁

法輪功への迫害は「基本的人権を侵害」

『法輪功保護法案』(H.R.4132) は、ペンシルベニア州共和党のスコット・ペリー下院議員ら18人の超党派の議員によ

同法案によると、臓器の強制摘出による人間の被害は、「医療倫理の普遍的基準に対する重大な違反」。そして中共による法輪功への広範で組織



的な国家主導の迫害は「明らかに学習者の基本的人権を侵害」しており、ジェノサイド（特定の集団の絶滅を目的とした大量虐殺）に該当する可能性もあるという。迫害は直ちに終結しなければならぬ

また同法案では国連人権理事会に「法輪功への迫害について中国を正式に非難するべき」と指摘するとともに、「中共による国家主導の法輪功への迫害は、直ちに終結しなければならぬ」とした。

記事の出典：明慧（ミンフイ）ネット日本語版

米下院で「法輪功保護法案」可決

<https://jp.minghui.org/2024/06/27/101273.html>



『法輪功保護法案』

(H.R.4132)

日本語翻訳版



関連報道 (NTD Japan 動画) :

米下院「法輪功保護法案」可決

日本の議員「各国も追従を」



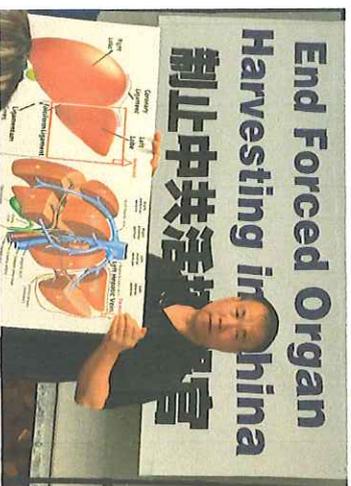
# 中共による臓器狩りの被害者 実体験を語る

【明慧日本】中国出身の法輪功学習者・程佩明さんは7月3日午後、米国ワシントンD.C.で開かれた記者会見で、中共から臓器を強制摘出された実体験を語った。

## 縫合された傷跡

程さんは記者団に、上半身左側の縫合された傷跡を見せた。

程さんは、黒龍江省鶏西市出身。1998年3月から法輪功を学んでいるという。記者会見で「中共が1999年



に(法輪功の)弾圧を開始して以来、私は5回も迫害されました。2001年12月、私は不当に懲役8年の実刑判決を宣告されました。その間、強制的な臓器摘出を含め、様々な拷問を受けました」と話した。

## 麻酔を強制され臓器摘出

程さんは、自らの体験を語った。「2004年11月16日、私は身体的な問題はありませんでした。大慶第四病院へ連行されました。

警官は私の家族に、私が危篤状態にあり手術による死亡確率は80%だと告げました」「彼らは私に手術のサインを求めましたが、私は拒

否しました。その時、6人の警官が私を押しさえつけ、麻酔をかけました。19日に目が覚めると、右足は病院のベッドに手錠で固定され、腕や足には点滴が刺され、鼻には酸素チューブが差し込まれていました」

「23日、私は大慶刑務所に戻されました。その後、担架で監房に運ばれました。当時、私は毎日咳き込んでいて、左肋骨が痛くてしびれ、起き上がることもできませんでした。今でも左腕と肋骨に鈍い痛みがあります」

「趙という警官は、手術の間、銃を持って警備していました。受刑者たちは、私が移植手術を受けたことをみんな知っていました」

## 病院から逃亡

程さんによると、2006年3月2日、刑務所は突然、程さんを大慶龍南病院に強制連行した。医師からは手術をすと言われたが、その時の程さんの体調に異常はなかったという。

3月3日午前2時、警備員が寝ている間に、程さんは病院の非常階段を下りて逃げ出した。その後、地元の公安は市の全域を捜索した。中共公安部は5万元(約110万円)の懸賞金をかけて程さんを指名手配した。

2006年、程さんは明慧ネットで、学習者が臓器を収奪された記事を読んで恐怖を感じたという。「病院での体験を思い出すと、身体が震えました。2ヶ月間、

服を脱いで寝る勇氣がありませんでした。2004年に大慶病院で『移植』手術を受けた意味を理解しました」

## 米国政府に感謝

程さんは、2015年に中国から逃亡した。そして米国政府の人道的救助のおかげで、2020年に米国に到着した。「一連の健康診断の結果、肝臓と肺の一部が強制的に摘出されたことが確認されました」と程さん。

「私はあらゆる困難を乗り越えて悪魔の巣窟から抜け出しました。私の願いは、自分の悲惨な体験を公開し、中共の残酷な迫害と臓器狩りを暴くことです。そして、中共による凶悪犯罪を一刻も早く制止することを願っています」

記事の出典：明慧 (ミンフイ) ネット日本語版  
中共による臓器狩りの被害者 ワシントンで実体験を語る  
<https://jp.minghui.org/2024/07/05/101383.html>



関連報道：  
EPOCH TV 動画 (有料)  
強制臓器摘出を生き延びた人が経験を語る



# 全員協議会提出議題

資料No.

令和6年8月27日

専決処分報告について(7/31 専決第8号)、(8/2 専決第9号)		1-1
・損害賠償の額の決定及び和解について	「土木建設課」	1-2
令和5年度島根県江津市一般会計継続費精算の報告について		
・西玉江団地	「財政課」	2
専決処分報告について(7/19 専決第7号)		
・令和6年度 一般会計補正予算(第2号)	「財政課」	3
工事請負契約の締結について		
・江津市乾燥調製施設整備工事及び江津市乾燥調製施設機械器具設置工事の仮契約	「管財課」	4
条例議案について		
・江津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について 外6件	「総務課」	5
島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について		
・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う規約の変更	「保険年金課」	6
令和6年度補正予算の概要について	「財政課」	7-1
・一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計	「水道課」 「下水道課」	7-2 7-3
地域公共交通推進事業について		
・AIオンデマンド交通構築に向けた実証実験等の業務委託	「地域振興課」	8
救急医療ICTネットワーク整備事業について		
・救急医療ICTネットワーク整備業務委託	「健康医療対策課」	9
予防接種事業について		
・新型コロナウイルス感染症予防接種業務委託	「健康医療対策課」	10
産業振興支援事業について		
・地域経済循環創造事業補助	「商工観光課」	11
防災集団移転促進事業について		
・松川町長良地区	「都市計画課」	12
令和5年度決算の認定について	「会計課」	13-1
・一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計	「水道課」 「下水道課」	13-2 13-3
財政健全化法に基づく健全化判断比率(4指標)の報告について	「財政課」	14

江津市土地開発公社の令和5年度事業及び決算の報告並びに令和6年度	15-1
予算、事業計画等について	15-2
江津市土地改良区の令和5年度事業及び決算の報告並びに令和6年度	
事業及び予算について	16
(公財)江津市教育文化財団の令和5年度事業及び決算の報告並びに	17-1
令和6年度事業計画、予算について	17-2
	17-3
	17-4
計	17件

県内市議会の本会議における服装について

市	本会議における服装の状況
松江市	議会・執行部ともに上着を着用
浜田市	服装は自由（ポロシャツも可）
出雲市	基本的に上着を着ているが議長から「脱いでもいい」と声をかけている。
益田市	空港マラソンのポロシャツを議員執行部ともに初日と最終日に着用 9月議会からは一般質問でも上着なしとする
大田市	議会・執行部ともに上着を着用
安来市	上着は各自の対応で、着なくてもいい。 ポロシャツは都度議運で協議する。
雲南市	上着の着用は個人の判断。 ポロシャツはNG。
江津市	テレビ中継のある本会議で上着着用

※上着着用を必須としているのは、本市を除けば7市中2市

## 市議会会議規則及び市議会委員会条例の改正について

### 1.標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例の改正により実施可能となった事項

	変更内容	対象例規
A	請願の電子受付	会議規則
B	議長から議員への、議員から議長への通知等の電子化	会議規則
C	災害時等に伴う議長による会議時間の変更（会議中でない場合に実施可能にする）	会議規則
D	委員会のオンライン開催 （災害時等又は災害時等・育児介護）	委員会条例

### 2.今後の流れ

	事項	時期
1	「実施可能となった事項」への本市の対応（議運での協議）	9月定例会中
2	会議規則及び委員会条例の改正案の作成（事務局対応）	12月定例会まで
3	会議規則及び委員会条例の改正の協議（議運での協議）	3月定例会まで
4	会議規則及び委員会条例の改正	3月定例会